

「第4期障がい福祉計画」の概要

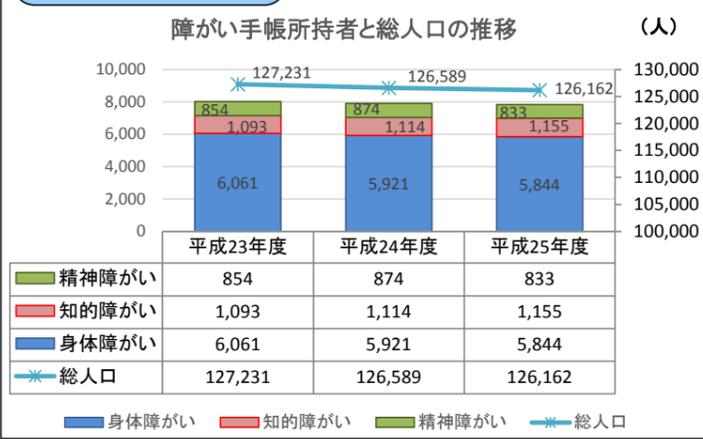
目指す姿

「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」

お互いの人格と個性を尊重し支えあい、誰もがいきいきとその人らしく暮らしていける地域社会の実現

1. 障がい者(児)の現状

第4期障がい福祉計画<平成27年3月策定>



○手帳種類別では、身体障がい者が最も多くなっている。所持者全体の推移では、わずかに減少しているが、総人口も減少しており、手帳所持者の人口で比は概ね6%を占めている。

- ・身体障がい ⇒ やや減少傾向
H25年齢構成別 18歳未満 92人(1.6%)
65歳以上 4,355人(74.5%)
- ・知的障がい ⇒ 微増傾向
- ・精神障がい ⇒ 2年毎の更新が必要で一定しないが800~900人の中で推移
- ・手帳所持者のほか、精神障がい者の自立支援医療(通院公費負担)受給者証交付者(H25 1,566人)、難病患者(H25 932人)も障がい福祉制度の対象となる。

2. 障がい福祉計画の基本的方向

(市の障がい福祉施策の推進 ⇒ 計画が2本立て《基本計画:実施計画》の構造となっている。)
①基本計画の位置づけ 「一関市障がい者福祉計画」(H24~H29) : 障害者基本法第11条第3項
②実施計画の位置づけ 「第3期障がい福祉計画」(H24~H26) : 障害者総合支援法第88条

○「障がい者福祉計画」は、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会構築を基本理念とし、総合的な障がい福祉施策の基本方針及び施策の方向を明確にするもの。
計画策定期間: 平成24年度~平成29年度 ⇒ (今回見直し時期でない)

○「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的な数値目標を掲げ、これまで以上に障がいのある人の人権に配慮しながら、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを実現させることができるよう多様な施策を推進する方策を定めるもの。

新計画策定期間: 第4期障がい福祉計画 平成27年度~平成29年度

3. 目標値設定の基本的考え方と推進のための方策

○第3期障がい福祉計画(平成24年度~平成26年度)の利用実績をもとに、利用者や支援者、事業所等からの意見をふまえ、地域資源の整備も見込みながら設定します。

また、「一関市総合計画」や岩手県の「岩手県障がい者プラン」との整合性を図るとともに、関連する個別計画や一関市における地域の実情を勘案しながら設定します。

①障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

住み慣れた地域で、自分が希望する暮らしをできる限り実現するため、より良いサービスの提供を推進する。

②障がい福祉サービスの一元化

多様な障害の特性に対応した支援と、人材育成を推進するとともに、難病、発達障がい、高次脳機能障がいの周知に努める。

③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの提供

病院や福祉施設から地域生活への移行や地域での生活を継続させるための支援に取り組む。また、就労支援等の課題に(支援学校 卒業生・障がい特性)対応するため、関係機関の連携強化と情報を共有し、障がいのある方の生活を地域全体で支える仕組みづくりに取り組む。

4. 計画の点検・評価

○計画の策定にあたっては、PDCAサイクルに基づき一関地区障害者地域自立支援協議会において計画目標の実施状況を分析・評価し、効果的な施策に反映する。(P計画⇒D実行⇒C評価⇒A改善)

【PDCAサイクルの導入】

- ①毎年度『数値目標』と「サービス等見込み量」の実績を把握し、分析・評価(中間評価)を行う。
- ②各年度の中間評価及び評価結果についてホームページで公表を行う。
- ③必要に応じ、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じる。

5. 現状と課題

- ・重度の障がいのある方の支援の人材、資源不足
- ・相談支援の提供体制の不足(制度改正に伴う業務量の増加)
- ・施設配置の地域の偏り、送迎体制の不足
- ・施設入所者や精神病院入院患者の地域での生活に向けた支援体制の不足(資源不足・地域社会の理解不足)
- ・施設利用者の高齢化に伴う施設改修などの必要性
- ・介護保険との連携が不十分(行政・支援者)
- ・家族の高齢化(将来不安と権利擁護)

課題解決に向けて

【課題解決に向けた取り組み】

第4期計画 3か年で必要とされるサービス見込み量を設定

サービス提供体制確保に向けた具体的な取り組みを展開

- ⇒ 事業所職員のスキルアップに向けた人材育成・研修参加への推進(医療的ケア従事者・行動援護従事者の養成研修などの受講)
- ・地域住民に対する理解促進と、ニーズの具体的な把握
- ・市町村事業の見直しと関係機関との連携強化

6. 地域移行及び一般就労移行のサービスの見込み量 ~障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス~

【施設からの地域移行】 (人)		【一般就労移行】 (人)	
項目	数値	項目	数値
(ア)平成25年度末入所者数	232	①平成29年度末就労移行支援事業利用者数	30
(イ)削減見込み者数(目標)	9	②平成29年度年間一般就労移行者数	12
(ウ)平成29年度末入所者数(ア-イ)	223	③障がい者就業・生活支援センター事業利用対象者数	12

【地域生活支援拠点施設整備】(グループホーム・相談支援・生活介護・就労系サービスの一体的な提供:機能連携も可能)

平成29年度末までの整備箇所数 1か所 圏域(一関市・平泉町)で1箇所整備に向けて検討 **新規項目**

【障害福祉サービスの必要見込み量】

サービス種別	利用者数(人)		伸び率(%)	内容
	26年度	29年度		
①訪問系サービス	161	170	1.06	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障がい者等包括支援
②日中活動系サービス	776	991	1.28	生活介護・自立訓練(機能/生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・療養介護・短期入所
③居住系サービス	392	418	1.07	共同生活援助(グループホーム・宿泊型自立訓練・施設入所支援)
④相談支援	950	1,307	1.38	障がい者(児)に対する相談支援(サービス利用の際に支援する)
⑤障がい児支援サービス	205	252	1.23	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

7. 地域生活支援事業の必要見込み量~地域の実情に合わせた市町村事業~

新規・拡充 3事業

○利用者ニーズやサービス提供体制確保のための新規事業及び拡充する事業

①相談支援事業 (拡充)

・委託事業所の拡充(7か所⇒9か所)を図り、相談支援の拠点である「基幹相談支援センター」と連携し相談支援体制の強化を図る。

②日中一時支援事業 (拡充)

・利用者ニーズに対応し、短時間利用を可能とする。実施事業所に対する委託単価を見直し地域格差を解消する。

③入院時コミュニケーション支援事業 (新規)

・意思疎通が困難な重度の障がい者(児)の入院時に、コミュニケーション支援員を派遣する事業を新設する。
・本人や付き添いの保護者の負担軽減を図る。(普段から利用している居宅サービスの事業所からの派遣)

8. 計画の推進体制

- 目標達成に向けて、福祉、医療、教育、労働の分野を越えて関係機関と連携を強化し、一関地区障害者地域自立支援協議会を中心とした地域ネットワークを強化する。
- 地域課題の掘り起こし、協議、研修の実施(各専門部会での活動)

